

東松山市ふるさと納税協賛者等の募集等に関する要項

東松山市ふるさと納税返礼品協賛者募集要項（平成28年10月1日施行）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要項は、東松山市ふるさと納税に係る寄附に関する要領に基づく寄附者に提供する返礼品（以下「返礼品」という。）を出品する者（以下「協賛者」という。）の募集等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協賛者の要件）

第2条 協賛者は、次の各号の要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 市内に本社（本店）、支社（支店）、営業所（工場等を含む。）のいずれかを有する法人又は個人事業主であること。ただし、本市のPRや地域ブランドの魅力の向上、産業振興、観光振興、住民福祉の増進等に寄与すると市が判断する場合はこの限りでない。
- (2) 市税等の滞納がないこと。
- (3) 第3条に規定する返礼品に係る必要な資格及び許可等を有していること。
- (4) 返礼品の品質等を良好かつ適正に維持・管理することが可能であること。
- (5) 関係する法令等を遵守していること。
- (6) 代表者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の構成員又はその関係者でないこと。
- (7) 特定の政治活動又は宗教活動の普及啓発等を目的とするものでないこと。
- (8) その他、公序良俗に反するものでないこと。

（返礼品の要件）

第3条 返礼品は、前条の要件を満たす協賛者が生産、製造等をしているもの又は提供する体験、サービス等のうち、次の各号の要件のすべてを満たし、かつ、市長が承認したものとする。

- (1) 市のPRや地域ブランドの魅力の向上、産業振興、観光振興、住民福祉の増進等に寄与すると認められるもの

(2) 一般的な輸送に耐えられるもの

(3) 平成31年4月1日付け総務省告示第179号第5条に規定される総務大臣が定める基準（以下、「地場産品基準」という。）及び当該基準に関する総務省通知に適合するもの

（返礼品の価格及び寄附金額の設定）

第4条 返礼品の価格は、梱包代、消費税及び地方消費税等の必要経費（送料を除く。）を含めたものとする。

2 寄附金額は、前項で定める返礼品の価格が3割以内、かつ、市が行う寄附の募集に要する経費の5割以内となるよう市長が設定する。

3 市長は、前項で設定した寄附金額について、運用上の都合その他必要があるときは、随時変更できるものとする。

（申込方法）

第5条 協賛者として返礼品を出品しようとする者は、東松山市ふるさと納税参加申込書兼返礼品出品申込書（様式第1号）に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

（協賛者の承認等）

第6条 市長は、前条の規定による申込みの内容を審査の上、協賛者として承認し、返礼品の出品を認めるときは、東松山市ふるさと納税参加承認通知書兼返礼品出品承認通知書（様式第2号）により当該申込者に通知するものとする。

2 市長は、前条による申込みの内容を審査の上、新たに協賛者として承認しないときは、東松山市ふるさと納税協賛者参加不承認通知書（様式第3号）により当該申込者に通知するものとする。

（返礼品の変更等）

第7条 協賛者は、返礼品について変更等を行うときは、原則として変更等を希望する1か月前までに、東松山市ふるさと納税返礼品変更等届出書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（返礼品の変更等の承認等）

第8条 市長は、前条の規定による届け出の内容を審査の上、変更等を承認するときは、東松山市ふるさと納税返礼品変更等承認通知書（様式第5号）に

より当該協賛者へ通知するものとする。

- 2 市長は、前条の規定による届け出の内容を審査の上、変更等を承認しないときは、東松山市ふるさと納税返礼品変更等不承認通知書（様式第6号）により当該協賛者へ通知するものとする。

（手続き等の省略）

第9条 他の契約手続き等により、第5条から前条までの規定に相当する手続き等が行われた場合には、その一部又はすべてを省略することができるものとする。

（返礼品の送付等）

第10条 市長は、寄附金の納付（寄附金の納付に関する手続きの完了を含む。）を確認したときは、当該寄附者が希望する返礼品を出品する協賛者にその旨を通知するものとする。

- 2 前項の規定により通知を受けた協賛者は、速やかに返礼品を前項の寄附者に送付するものとする。ただし、返礼品の提供期間が限定されている等の場合は、あらかじめ指定された時期が到来したときに、速やかに送付するものとする。

- 3 協賛者は、返礼品の送付に関し、送付の遅延や事故等の問題が生じたときは、速やかに市長へ報告しなければならない。

- 4 市長は、協賛者に対し、市が作成するパンフレット等資料の同封及び返礼品及び梱包箱へのシールの貼付を求めることができる。

- 5 協賛者は、返礼品を発送する際、当該協賛者が取り扱う商品のパンフレット等を同封することができる。ただし、同封する場合は、当該パンフレット等をあらかじめ市長に提示しなければならない。

（請求及び支払）

第11条 協賛者は、返礼品の送付実績等を月ごとに取りまとめ、書面等により、返礼品発送日の属する月の翌月10日（当該日が休日及び祝日の場合は、その翌日）までに報告するとともに、返礼品に係る経費を市長に請求するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による請求が適正であると認めたときは、当該請求があった日から30日以内に、返礼品に係る経費を協賛者に支払うものとする。

3 前2項の規定に基づく請求及び支払の手続きについては、第17条の規定に基づき市長が事業を委託した法人等を経由して行うことができる。

(検査等)

第12条 市長は、第2条及び第3条に規定する要件を満たしていることを検査するため、必要に応じて協賛者に報告を求めることができる。

2 市長は、前項の規定により報告された内容について検査を行い、第2条及び第3条に規定する要件を満たしていないことが判明した場合は、返礼品の出品停止、改善等の措置を行うことができる。

3 市長は、緊急その他やむを得ない事情があると認めるときは、第1項の規定に関わらず、事業場等への立ち入り検査を行い、返礼品の出品停止、改善等の措置を行うことができる。

(協賛者の責務)

第13条 協賛者は、第8条第1項の規定による承認を経た後でなければ返礼品の変更等を行ってはならない。ただし、特別な事情により市長の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 協賛者は、返礼品の提供に係る事故、トラブル等に関しては、責任をもって適正に処理しなければならない。

3 協賛者は、協賛者の責めに帰すべき事由により、寄附者に身体上又は財物上の損害を生じさせたときは、誠意をもって対応しなければならない。

4 協賛者は、協賛者の責めに帰すべき事由により、市又は第17条の規定により市長が事業を委託した法人等に対し損害を生じさせたときは、誠意をもって対応しなければならない。

5 協賛者は、本要項及び市長の指示に従わなければならない。

(協賛者の承認取消し)

第14条 市長は、協賛者が、第2条の要件を満たさなくなったとき又は前条各項に規定する協賛者の責務を果たさなかったと認めたときは、協賛者の承認を取り消し、東松山市ふるさと納税協賛者承認取消通知書(様式第7号)により当該協賛者へ通知するものとする。

2 市長は、協賛者の承認を取り消したことで生じた損害等について、一切の

責めを負わないものとする。

(返礼品の出品停止等)

第15条 市長は、返礼品の内容が第3条各号に規定する要件に該当しなくなったときは、当該返礼品を出品する協賛者に東松山市ふるさと納税返礼品出品停止等通知書(様式第8号)により事前に通知したうえで、当該返礼品の出品を停止又は取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により出品を停止した返礼品の内容が第3条各号に規定する要件のすべてに該当すると認めるときは、当該返礼品を出品する協賛者に東松山市ふるさと納税返礼品出品再開通知書(様式第9号)により事前に通知したうえで、当該返礼品の出品を再開することができる。

3 市長は、第1項の規定により返礼品の出品を停止又は取り消したことで生じた損害等について、一切の責めを負わないものとする。

(個人情報の取扱い)

第16条 市長は、協賛者に対して当該協賛者の返礼品を選択した寄附者の氏名、住所、電話番号その他返礼品の送付に必要な事項を提供することができる。

2 協賛者は、前項の規定により提供を受けた寄附者の個人情報を、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他関係法令に基づき、厳重に取り扱うとともに、返礼品の送付以外の目的に使用し、又は第三者に漏らしてはならない。

(事業の委託)

第17条 市長は、事業の一部又はすべてを法人等に委託することができる。

(補則)

第18条 この要項に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要項は、令和5年12月8日から施行する。

附 則

東松山市ふるさと納税協賛者等の募集等に関する要項の一部を改正する要項

(施行期日)

この要項は、令和8年4月1日から施行する。